

📌 今月のブックマーク

当コーナーでは企業経営や業務管理に役立つ実践的でオススメのホームページをご紹介します。

既に一般のニュースでも報道されていますが、来年(2014年4月)にWindowsXPのサポートが終了します。簡単に言ってしまうと来年以降は「まだ使えるのに危ないPC」となってしまいます。”危ない”というのは特にインターネットに繋いで使っていると、悪意ある他者に情報を抜きとられたり、ネット犯罪の踏み台に利用されたりする可能性が高くなるという意味です。同時期に同梱されていたMSオフィス2003も同様です。対策としてはやはり「これを機会に買い換える」のが手間やコストを考えると合理的となりそうです。XP時代から10年が経過し、廉価なノートパソコンなら5万円以内で入手できる時代になっています。動作スピード向上による業務の効率化も期待できますので、早めの対応をご検討下さい。

第40回「事業化交流マッチング総合展」開催！

多数の企業様がブース出展をいたします。この機会を活かしてみたいですか。

- ◆ 「自社の強み」・「技術ノウハウ」を持っている企業
- ◆ 「新領域」・「海外展開」に挑戦したい企業

11月6日・7日開催予定(場所:マイドームおおさか/入場無料)

TFG共栄会は創設時よりのメンバーです。お問い合わせはTFG迄ご一報ください。

[主催] 大阪府異業種グループ交流促進協議会
(独) 中小企業基盤整備機構近畿本部 (公財) 大阪産業振興機構

※詳しくは、大阪府異業種グループ交流促進協議会 HP をご覧ください。
<http://www.igyoushu-group.com>

以上、詳しくはTFG共栄会事務局 新井、谷風 TEL 06-6538-0872 FAX 06-6538-0896 迄

TFGでは経営管理システムの一環として国際基準のISOにも従来より取り組んでおり、また経営計画策定や事業承継、海外取引・進出に関する支援等についてのコンサルティング業務も、ご遠慮なくご連絡、ご相談下さいませ！

起業・革新・ベンチャー支援... T&FG Group

TFG 検索

TFG 税理士法人
株式会社 東亜経営総研

〒550-0011 大阪市西区阿波座1丁目4番4号
野村不動産四ツ橋ビル8F
(06) 6538-0872 (代表) FAX (06) 6538-0896
[URL] www.tfg.gr.jp [E-mail] info@tfg.gr.jp

TFGニュース編集担当 谷風行寛

中小企業の健全性支援マガジン (毎月1日発行)

BUSINESS ONE POINT

TFG ニュースレター

2013.10 No.266

健全性支援実績No1を目指す！

T&FG Group
TFG 税理士法人
株式会社 東亜経営総研

TFG 検索

〒550-0011 大阪市西区阿波座1-4-4-8F
TEL (06) 6538-0872 (編集担当 谷風)
e-mail info@tfg.gr.jp

今月のコンテンツ

[経営のお役立ち情報]

- I. 事業承継と自社株対策について
- II. 戦略経営計画システムについて
- III. 消費税増税前後のマイホームの取扱いについて
- S. 事業化交流マッチング総合展について

[今月のトピックス]

- ・経済産業省情報コーナー
- ・経営指標解説コーナー
- ・金融庁・厚生労働省情報コーナー
- ・今月お役立ちホームページ

I. 事業承継と自社株対策について

— 自社の株式がいくらかご存知ですか? —

同族会社のオーナーにとって会社の安定と発展のためには自社株対策は重要なポイントであります。非上場株式の相続税評価は出資した金額の何倍にもふくれあがって高額になっていることがあります。単純にそのまま後継者へ贈与すれば多額の贈与税がかかり、あるいは株を所有したまま亡くなってしまうと相続税がかかってきます。また経営権の確保の問題もあり実際には第三者への売却も困難な状況にあります。従って、ある程度は自社の株価が現在いくぐらいであるか? は知っておく必要があり早い段階から対策を講じていく必要があります。

■ 自社株の評価の方法について

取引相場のない株式の評価方法は、業種や会社の規模、同族株式等の当否、少数株主の当否、開業後3年未満等の当否、土地保有特定会社等の特定会社の当否などによって、類似業種比準価額方式または純資産価額方式、左記方式の併用方式、配当還元方式に大別することができます。なお、配当還元方式は従業員持ち株会などの零細株主に用いられる評価方法で特例的评价方法といい、その他の評価方法は原則的評価方式といい、様々な算式を使って自社株を評価します。

■ 自社株対策と事業承継の基本的な考え方について

1. 後継者を明確化し経営権を確保

まずは後継者を誰にするのが大事。確定すれば、株式承継にトラブルが生じないように、確実に株式が承継されるように事前に対策を講じる。

2. 株価の引下げ・所有株数の減少を検討

まずは、株価が高くなっている要因をつかみ対策を検討。或いは、これ以上株価が上がらないような対策を検討。また、経営権に支障がでない程度で持株の承継・売却を検討する。

■ 基本的な手法

1. 生前贈与

110万円の贈与税の基礎控除を使って暦年贈与する方法で、自社株を子や孫へ贈与する方法です。

2. 相続時精算課税

上記 1. 生前贈与との選択適用で将来の相続発生時には精算課税が予定されているものの、2,500万円までは、贈与税がかからず精算時においては、相続時の評価を贈与時の時価で評価できるので、自社株評価額の上昇が見込まれる場合は有効に活用することができます。

3. 納税猶予制度

この制度は要件が緩和され使いやすく改正されたばかりです。要件に合えば、贈与税や相続税が納税猶予される制度です。今回緩和されたポイントは次の通りです。

- ・手続きを簡素化するため経済産業大臣の事前確認が廃止・親族に限らず後継者に親族外承継者でも対象可能
- ・毎年の景気変動に配慮し、雇用8割維持要件が緩和・現経営者の信用力を活用するため役員退任要件が緩和等

4. 譲渡

自社株の譲渡は株価が上昇方向へ予想される場合は、現時点での価額で譲渡することができ評価の上昇を止めることができます。ただし、譲渡の場合は当事者によって適正な価額が異なるため課税上問題を生じさせないように取引しなければならずこの点には注意が必要です。また、贈与と譲渡に係る税負担や資金負担等を考慮して有利に選択、組合せすることが大事になってきます。

書面上、今回は基本的な手法のみ記載しましたが、自社株対策は会社法・民法等税法以外の法律も関係して非常に複雑化しており、基本的な手法に応用をきかせ、それぞれのメリット・デメリットを考慮し、実際活用するには十分な検討が必要になってまいりますのでご留意下さい。

経済産業省情報コーナー

■ 平成26年度経済産業政策の重要ポイントについて

平成26年度の経済産業政策に係る重点ポイントが発表されており、同資料では、経済政策の基本方針として、産業競争力に資する国境措置、個人消費や設備投資の持続性の確保(日本再興戦略)、中小企業等の経営の安定が規定されており、またアクションプランとして、最優先課題を福島の復興とし、過少投資・過剰規制・過当競争の是正に資する規制改革や税制措置、戦略4分野への重点投資などの大枠が規定されており、個別措置が併記されています。

経営指標解説コーナー

■ 流動資産回転率とは

流動資産回転率とは、流動資産がどれだけ効率的に売上に結びついているかを見る指標で、流動資産が売上高に対して何回転するのかを表しており、流動資産の回収の早さ、つまりは流動資産の効率性を見る指標です。同指標は、売上高を流動資産で割って算出し、回転率が高ければ高いほど、効率的に流動資産を活用できているということが出来ます。なお、流動資産とは、現金・預金、売掛金などの当座資産、商品や製品などの棚卸資産、1年以内に回収される立替金、前払金などのその他流動資産を合計したものです。また同指標の回転率が

10年間で最大400万円となります。但し、注意して頂きたい点としてこの借入金年末残高の上限が2,000万円から4,000万円になるのはマイホーム取得に係る消費税率が5%の場合であって、平成25年9月30日迄に工事請負契約を締結して、平成26年4月1日以降の居住だがマイホームを5%の消費税率で取得した場合等でマイホームを消費税5%で取得した場合は、借入金年末残高は2,000万円が上限となります。

■ 「住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除」の対象となる借入金

いわゆる住宅ローン控除の対象となる借入金は償還期間又は賦払期間が10年以上で以下のものとなります。

1. 住宅の新築、取得のために金融機関等から借入れたもの
2. 住宅とともに取得する敷地を取得するために金融機関等から借入れたもの
3. 一定の増改築のために金融機関等から借入れたもの

ここで注意して頂きたい点として以下の事例にあてはまる場合住宅ローン控除の対象となる借入金とならないので注意して下さい。

1. 勤務先よりの融資や代位弁済。
2. 勤務先等から利子補給を受けていて借入金の支払利息が実質1%未満になる場合。
3. 勤務先等より取得したマイホームの代金が時価の50%未満の場合。

今回の消費税増税に対する「住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除」の拡大はあくまで借入金残高が大きければ効果がありますが、2,000万円以下の借入であれば平成25年年末迄であったのが平成26年以降も適用できるようになったとはいえ効果は従来通りです。また、4,000万円迄ローン控除の対象となったからといって過大な借入は資金ショートを起こしかねないので注意して下さい。

厚生労働省情報コーナー

■ 平成24年労働者健康状況調査について

労働者健康状況調査とは、昭和41年から続いている調査で、5年ローテーションで毎年テーマを変えて実施されている調査であり、同調査では、長時間労働者への医師による面接指導制度を認知している事業所の割合は58.2%、メンタルヘルス不調により連続1ヶ月以上休業又は退職した労働者がいる事業所は8.1%、メンタルヘルスケアに取り組んでいる事業所は47.2%などの統計結果が公表されています。

金融庁情報コーナー

■ 情報伝達・取引推奨規則に関するQ&Aについて

情報伝達・取引推奨規則とは、会社関係者を対象としたインサイダー取引に関する情報の伝達などに関する規則のことで、同規則に関するQ&Aが公表されています。同Q&Aでは、業務上の必要から取引先などに未公表の重要な事実を伝えた場合の適否、家族などに世間話として重要な事実を伝えてしまった場合の適否などが公表されています。

悪化する原因としては、不良在庫が増加している場合や不良債権が増加している場合が考えられ、在庫や債権が不良化していない場合であっても、過剰在庫などの理由で、在庫や債権の滞留化が懸念されますので、ご注意ください。

II. 戦略経営計画システムに関する疑問について

— その疑問にお答えします —

戦略経営計画システムを導入する際には、従業員を計画策定に参画させるべきか、或いは従業員を参画させた場合、その従業員は不安を感じるようになるのではないかなど、諸般の事情により、様々な疑問を感じる人が多いと思います。これらの疑問は、基本的な事項ではありますが、同システムの本質を考える上で、とても重要な示唆を含んでおります。中小企業が成長し、投資し、挑戦するためにも、これらの疑問に対する考え方や対策などを、以下にお答えします。

■ 戦略経営計画システムと従業員との関係について

経営計画を策定すると従業員が不安にならないのか、というのは中小企業経営者が絶えず、心の奥底に持っている疑問です。ただ、このような状況は制度の趣旨説明等が不十分な場合に発生し、むしろ一定の節度を持って計画内容をオープンにすることで、会社の先行きが明示化され、私はこのままこの会社にいてもいいのだろうか・・・という従業員の不安は胡散霧消するはずですが、また従業員を計画策定に参画させるべきかどうかについても、疑問を感じている中小企業経営者が多いようですが、基本的に全従業員を計画の発表会には参加させるべきです。また助手クラス以上の従業員には、業務を完遂する義務が生じるはずであり、その各人の業務遂行の計画を集積させたものが戦略経営計画であることから、従業員を計画策定に参画させ、会社との一体感や参加意識を醸成しつつ、個人の義務遂行の履行を促すことが必要です。

■ 戦略経営計画システムと会計スキルについて

会計スキルがないのに戦略経営計画システムを策定できるのか、という疑問も出会う頻度が多い疑問です。もちろん同システムは会計を基軸として作成することが基本になりますが、結論として経営者やその幹部などに会計スキルがなくても、戦略経営計画は策定可能です。まず会計ソフトの品質も向上し、誰でも簡易に計画を策定できる環境となっています。またご自身が会計スキルを有していなくても、会計スキルを有している専門家の助言があれば、策定可能です。ただ、このように策定した各種計画を見て、そこから問題点を発見する能力については、必須の能力であり、会計スキルではなく、同能力を練磨する方向に注力すべきです。

■ 戦略経営計画システムの原則論について

先行きが極めて不透明な状況では、戦略経営計画を1年単位で策定した方が良いとお考えの

中小企業経営者が多いように思います。当然これは、同計画が3年単位の中期中で策定すべきであるとの原則論をご理解頂いたうえでの発言だと思いますが、経営計画は明日への挑戦、あるいは投資を数字に落とし込んだものであり、期間中の修正を拒むものではありません。むしろ下方或いは上方への修正は、世の常であり、主要得意先で大きな受注があった、或いは主要得意先が海外に製造拠点を移したなど、修正することとなった原因を把握し、その原因を解決する方法を発案すること自体に意義があるのです。

Ⅲ. 消費税増税前後のマイホームの取扱いについて

— 住宅ローン控除はどうなるのか? —

消費税が平成26年4月1日より税率が5%から8%にあがるのが現実となりました。住宅を取得したいとお考えの方の中には、この増税対策として、平成25年9月30日迄に工事請負契約を締結して平成26年4月1日以降に居住しても消費税率が5%になる特例を利用された方も多いのではないのでしょうか。又、平成25年9月30日迄に工事請負契約を締結したりはしなかったが、平成26年3月31日迄にマイホームを購入し引渡しを受けようとするいろいろな物件を見に行かれています方も多いのではないのでしょうか。しかし、消費税増税対策としてマイホームを無理してまで、平成26年3月31日迄に必ずしも購入し引渡し受けなければならないということはありません。政府は消費税率の引き上げによる影響を考慮して、本来、平成25年12月31日迄でなくなる「住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除」を平成29年12月31日迄延長するとともに拡張がおこなわれました。ここでは、今度の「住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除」について御説明させていただきます。

■平成26年3月31日迄に居住した場合

マイホームを取得して平成26年3月31日迄に入居した場合、「住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除」は、平成25年中分と同様でローン控除の対象となる借入残高は2,000万円迄となります。控除できる率は年末の借入金残高(2,000万円を上限)に対して1%です。従って、各年の控除限度額は最大20万円となります。この「住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除」は10年間控除できるので、税額控除できる金額は10年間で最大200万円となります。

■平成26年4月1日から平成29年12月31日迄に居住した場合

マイホームを取得して入居するのが平成26年3月31日を過ぎた場合、「住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除」は、平成26年3月31日迄に居住した分と同じ年なのに異なってきます。ローン控除の対象となる借入金年末残高は2,000万円迄が4,000万円迄と大きく拡大されます。控除できる率は平成26年3月31日入居迄の分と同じの1%ですが、2,000万円から4,000万円に拡大したので各年の控除限度額は最大40万円となります。この「住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除」は、10年間控除できるので税額控除できる金額は